（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑪　略］
⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑬　［略］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）
⑷　［略］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹～㉝　［略］
［２～７　略］
（生命保険相互会社）
［表略］
（損害保険相互会社）
［表略］
（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑪　略］
⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑬　［略］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

（記載上の注意）
1　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑪　同左］
［加える。］
⑫　［同左］
［加える。］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑸～㉜　［同左］
［２～７　同左］
（生命保険相互会社）
［同左］
（損害保険相互会社）
［同左］
（記載上の注意）
1　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑪　同左］
［加える。］
⑫　［同左］
［加える。］